

岩手県告示第 693 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 10 月 2 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 盛岡大迫東和線
  - (2) 供用開始の区間 花巻市大迫町内川目第 48 地割 67 番 3 地先から大迫第 1 地割 30 番 1 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 10 月 2 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
    - イ 期間 平成 19 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで
- 2 (1) 路線名 石鳥谷大迫線
  - (2) 供用開始の区間 花巻市石鳥谷町好地第 16 地割 52 番 17 地先から新堀第 31 地割 1 番 72 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 10 月 2 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
    - イ 期間 平成 19 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで
- 3 (1) 路線名 花巻和賀線
  - (2) 供用開始の区間 花巻市上諏訪 470 番 4 地先から諏訪 9 番 1 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 19 年 10 月 2 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
    - イ 期間 平成 19 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで